

令和2年11月9日

保護者 様

玉野市立八浜中学校
校長 浅野 元志

インフルエンザ治癒証明書の取扱いの変更について

平素は、本校の教育推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

今年もインフルエンザの流行が心配される時期になりました。現在、インフルエンザに罹患し、出席停止となった場合、再登校に当たっては、医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出することとしているところです。

このたび、インフルエンザの治癒証明書の取扱いを、次のとおり変更いたしますので、よろしく願いいたします。

記

1 インフルエンザの治癒証明書の取扱いについて

再登校するにあたり、医師が作成する治癒証明書を学校へ提出することは不要になった。その代替として、保護者が記入する「インフルエンザ罹患報告書」（裏面：記入例）を学校に提出する。

2 変更理由

インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによって、他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担を考慮した。

3 インフルエンザ罹患から再登校までの手順

医療機関でインフルエンザと診断されたら、学校に連絡する。

「インフルエンザ罹患報告書」を学校から受け取るか、八浜中ホームページからダウンロードして記入する。

インフルエンザの出席停止期間の基準を満たしたら、再登校が可能。

4 その他の感染症の治癒証明書の取扱いについて

インフルエンザ以外の感染症（学校保健法施行規則第18条に規定する感染症）の治癒証明書の取り扱いは、今までどおりに提出する。

【別紙】

〈記入例〉

インフルエンザ罹患報告書

玉野市立八浜中学校 ○年 ○組 氏名 □□ □□□

発症日：令和 2年 11月 5日

診断日：令和 2年 11月 6日

医療機関名： ○○○クリニック

診断名：インフルエンザ **(A型)** ・ B型 ・ 不明

(該当するものに○を付けてください。)

解熱日：令和 2年 11月 7日

令和 2年 11月 11日

保護者氏名(自署)： □□ □□

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日(幼児にあつては3日)を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで」

【事例】

11/ 5 (木) 帰宅後、発症

11/ 6 (金) 受診して、インフルエンザ
A型と診断

11/ 7 (土) 解熱

11/ 9 (月) 解熱後2日目

11/10 (火) 発症後5日目

11/11 (水) 登校可

*保護者が「罹患報告書」を作成し、
登校時に学校へ提出する。

※出席停止期間は、11/6～11/10

【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月 日(曜日)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)
0日目	11月 5日(木)	7時30分: 36.7℃	19時00分: 38.8℃
1日目	11月 6日(金)	8時30分: 38.6℃	20時0分: 37.8℃
2日目	11月 7日(土)	8時00分: 37.6℃	20時30分: 36.7℃
3日目	11月 8日(日)	7時00分: 36.3℃	18時1分: 36.4℃
4日目	11月 9日(月)	7時00分: 36.2℃	19時00分: 36.3℃
5日目	11月 10日(火)	7時00分: 36.3℃	20時00分: 36.4℃
6日目	11月 11日(水)	6時00分: 36.2℃	19時00分: 36.3℃
7日目	月 日()	時 分: .	時 分: .

登校可

解熱後2日目
※基準②

発症後5日目
※基準①

出席停止

※発症した日を0日目とします。